

鳥羽市内の中小企業者の皆様へ

# 鳥羽市中小企業振興資金

鳥羽市農水商工課では、中小企業者の経営の安定化のために必要な資金の融資を促進し、中小企業の振興を図るため、以下のような融資制度を設けています。本制度は、平成21年2月1日付で大幅に改正され、融資要件の緩和や融資限度額の拡大等、より利用し易い融資制度となりました。

- 融 資 対 象 鳥羽市内に主たる事業所を有する中小企業者(※)
- 融 資 利 率 取扱金融機関における短期プライムレート -0.5%【変動】
- 信 用 保 証 三重県信用保証協会の保証を付すること  
(小口零細企業保証・セーフティネット緊急保証に対応しています)
- 保 証 人・担 保 原則として、第三者保証人及び担保は不要
- 資 金 使 途 運転資金・設備資金  
(この融資による借換はできません)
- 融 資 限 度 額 1,250 万円以内
- 融 資 期 間 運転資金:5年以内、設備資金:7年以内
- お 申 込 先 百五銀行鳥羽支店【☎0599-25-3105】または、  
百五銀行鳥羽東支店【☎0599-25-5105】
- お 問 合 せ 先 鳥羽市農水商工課 商工労政係【☎0599-25-1156】

※別途、取扱金融機関及び三重県保証協会の審査があります。

※「中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第1号の2に掲げる者であって、三重県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる者。

※「鳥羽市中小企業振興資金融資要綱」に詳細が定められています。

## 融資の申込みに必要な書類

	名 称	法人	個人	備 考
基本書類	信用保証委託申込書	○	○	三重県信用保証協会の所定用紙
	印鑑登録証明書	○	○	発効日から3ヶ月以内のもの（市民文化会館1F市民課窓口で申請してください。印鑑登録証が必要です。）
	完納証明書	○	○	申込時において納期が到来している市税にかかる完納証明書（市民文化会館2F税務課窓口で申請してください。）
	固定資産税評価証明書（写）	○	○	固定資産（土地・建物）を所有している場合
	決算書・確定申告書（写）	○	○	直近3期分（決算書：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書・販売費及び一般管理費の内訳を含む）、株主資本等変動計算書、個別注記表）
	試算表（写）	○	○	決算後6ヶ月を経過している場合（月別の売上・仕入額の一覧でも可）
	商業登記簿謄本（写）・定款（写）	○	○	新規申込時は原則として必要。2回目以降は、変更がある場合のみ必要。
	許認可証（写）	○	○	許認可を必要とする事業を営んでいる場合
設備資金	見積書または契約書（写）	○	○	店舗改装や建物の建築、機械・備品等設備導入の場合
	図面・カタログ（写）	○	○	店舗改装や建物の建築、機械・備品等設備導入の場合
その他	宣誓書（飲食店営業等の許可を受けている場合）	○	○	風俗営業に属する事業を行うものではないことの宣誓書
	誓約書（風営法による営業許可を受けて飲食業を営んでいる場合）	○	○	食事の提供を主目的としているものであることの誓約書

※上記以外にも申込内容により書類が必要な場合があります。